

山形市ボランティアごみ袋等の支給に関する要綱

(目的及び支給)

第1条 市長は、地域の環境美化を図るため、町内会がその管理するごみ集積所（山形市ごみ集積所の設置及び維持管理に関する要綱（平成21年10月1日施行）第5条第1項の規定による承認の決定を受けて設置されているごみ集積所をいう。）に不適正に排出された家庭系廃棄物の再分別を自主的に行う場合又は個人及び団体がこの市の区域内の道路、公園その他の公共的な場所を自主的に清掃する場合（町内会以外のものが共同住宅、各種事業所の職員の専用住居及び神社等の敷地内を清掃する場合を除く。）において、これらの清掃活動を行うものに対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内でボランティアごみ袋（以下「ごみ袋」という。）及びボランティアシール（以下「シール」という。）を支給する。

(支給枚数)

第2条 一年度当たりに支給するごみ袋及びシールの枚数は、次の各号に掲げるその支給を受けるものの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める枚数とする。

- (1) 町内会 1集積所あたり ごみ袋及びシールを合わせて35枚
- (2) 個人 ごみ袋及びシールを合わせて20枚以内
- (3) 団体（町内会を除く。以下同じ。） ごみ袋及びシールを合わせて100枚以内

(支給手続等)

第3条 市長は、町内会に対しては、前条第1項に定める枚数のごみ袋及びシールを支給するものとし、当該年度においてこれらの不足が生じた場合は当該町内会は、ボランティアごみ袋等支給申請書（別記様式）により、市長に申請をしなければならない。

2 ごみ袋及びシールの支給を受けようとする個人又は団体は、ボランティアごみ袋等支給申請書により、市長に対し申請をしなければならない。

3 市長は、前2項の規定により申請があったときは、その内容を審査のうえごみ袋及びシールの支給の可否を決定し、その内容を当該申請を行ったものに通知するとともに、支給することを決定したものに対しては、当該決定に係る枚数のごみ袋及びシールを支給するものとする。

(遵守事項)

第4条 ごみ袋及びシールの支給を受けたものは、その使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) ごみ袋及びシールを第1条に規定する清掃活動の目的以外の目的に使用しないこと。

(2) ごみ袋及びシールを第三者に譲渡しないこと。

(返還)

第5条 第3条第3項の規定によりごみ袋及びシールの支給を受けたものは、これに係る申請の目的にごみ袋及びシールを使用しなくなったときは、速やかに支給を受けたごみ袋及びシールを市長に返還しなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ごみ袋及びシールの支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に残存するこの要綱による改正前の山形市ボランティアごみ袋等の支給に関する要綱に定める様式に基づいて作成した用紙は、この要綱による改正後の山形市ボランティアごみ袋等の支給に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に残存するこの要綱による改正前の山形市ボランティアごみ袋等の支給に関する要綱に定める様式に基づいて作成した用紙は、この要綱による改正後の山形市ボランティアごみ袋等の支給に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。